

東京純心大学オープンアクセス方針

令和5年4月19日 図書館・学術運営委員会承認

令和5年4月26日 教授会承認

令和5年5月20日 理事会承認

令和5年6月1日 施行

(趣旨)

1 東京純心大学（以下「本学」という。）は、本学に所属し研究活動を行うすべての研究者の研究成果を広く学内外を問わず公開することにより、学術研究の発展に寄与するとともに、情報公開の推進、社会に対する説明責任と研究成果の社会への積極的な還元を果たすことを目的として、オープンアクセスに関する方針を以下のように定める。

(研究成果の公開)

2 本学は、本学に在籍する教職員（以下「教職員」という。非常勤を含む）が、出版社、学協会、学内部局等が発行する学術雑誌等に掲載された研究成果（以下「研究成果」という。）を、東京純心大学学術機関リポジトリ（以下「リポジトリ」という。）によって公開する。ただし、研究成果の著作権は、本学には移転しない。

(適用の例外)

3 著作権等の理由でリポジトリによる公開が不適切であると判断された場合、本学は当該研究成果を公開しない。

(適用の不遡及)

4 本方針施行以前に出版された研究成果や、本方針施行以前に本方針と相反する契約を締結した研究成果には、本方針は適用されない。ただし、公開の申し出があるなど、特段の事情がある場合はこの限りではない。

(リポジトリへの登録)

5 教職員は、研究成果について、できるだけすみやかにリポジトリ登録が許諾される著者最終原稿等の適切な版を本学に提供する。リポジトリへの登録、公開等リポジトリに関する事項は、「東京純心大学 学術機関リポジトリ運用規程」に基づき取り扱う。

(その他)

6 本方針に定めるもののほか、オープンアクセスに関し必要な事項は、関係者間で協議して定める。